
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三九六号）（環境省）

- 1 次に掲げる物質を指定物質に追加することとした。（第三条の三関係）
 - (一) アニリン
 - (二) ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
 - (三) ペルフルオロ（オクタン— — スルホン酸
 - (四) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
- 2 この政令は、令和五年二月一日から施行することとしている。

○政令第三百九十六号（令和四年十二月二十三日）

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三に次の四号を加える。

五十七 アニリン

五十八 ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩

五十九 ペルフルオロ（オクタン

六十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

附 則

この政令は、令和五年二月一日から施行する。
